

代理人が申告書等を提出する場合

- ア～エで、それぞれに記載の書類を提示してください。
- 郵送による場合は、写しを同封してください。

代理権の確認 ア	代理人の本人確認 イ	本人の本人確認 ウ	本人のマイナンバー確認 エ
<p>次の書類から1点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委任状 ・ 戸籍謄本（親権者） ・ 登記事項証明書（成年後見） ・ 税務代理権限証書 	<p>次の書類から1点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 代理人のマイナンバーカード（個人番号カード） ・ 運転免許証 ・ 運転経歴証明書（交付日が平成24年4月1日以降のもの） ・ パスポート ・ 在留カード ・ 特別永住者証明書 ・ 身体障害者手帳（交付日から10年を経過しているものは、下記2点確認書類とする。） ・ 精神障害者保健福祉手帳（顔写真付きでないものは、下記2点確認書類とする。） ・ 療育手帳 ・ 顔写真付きの住民基本台帳カード 	<p>次の書類から1点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ マイナンバーカード（個人番号カード） ・ 運転免許証 ・ 運転経歴証明書（交付日が平成24年4月1日以降のもの） ・ パスポート ・ 在留カード ・ 特別永住者証明書 ・ 身体障害者手帳（交付日から10年を経過しているものは、下記2点確認書類とする。） ・ 精神障害者保健福祉手帳（顔写真付きでないものは、下記2点確認書類とする。） ・ 療育手帳 ・ 顔写真付きの住民基本台帳カード 	<p>次の書類から1点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ マイナンバーカード（個人番号カード） ・ マイナンバーの「通知カード」 ・ マイナンバーが記載された住民票の写しまたは住民票記載事項証明書
	<p>または</p> <p>次の書類から2点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康保険被保険者証 ・ 介護保険被保険者証 ・ 医療受給者証 ・ 年金手帳、各種年金証書（郵送の場合、写しの基礎年金番号を黒塗り） ・ 船員手帳 ・ 戦傷病者手帳 ・ 顔写真のない住民基本台帳カード ・ 国、地方公共団体の職員証 ・ 箕面市から郵送している書類（納税通知書など） 	<p>または</p> <p>次の書類から2点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康保険被保険者証 ・ 介護保険被保険者証 ・ 医療受給者証 ・ 年金手帳、各種年金証書（郵送の場合、写しの基礎年金番号を黒塗り） ・ 船員手帳 ・ 戦傷病者手帳 ・ 顔写真のない住民基本台帳カード ・ 国、地方公共団体の職員証 ・ 箕面市から郵送している書類（納税通知書など） 	
	<p>〈 代理人が法人の場合 〉</p> <p>次の書類から1点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 登記事項証明書 ・ 印鑑登録証明書 ・ 納税証明書 + ・ 当該法人との関係を証する書類（社員証等） 		